

## 合同会社 おん 定款

(商号)

### 第1章 総則

第1条 当社は、合同会社おんと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく  
障がい児者支援に関する事業
- 2 「障害者総合支援法」に基づく移動支援事業
- 3 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 4 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道江別市野幌末広町 39 番地 5 の 106 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

1. 金 1 万円 北海道江別市向ヶ丘 19 番地の 11 アップルコート向ヶ丘 102 号室  
有限責任社員 加藤美幸

(持分の譲渡)

第6条 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

- 2 会社法第585条第2項及び第3項は、適用しない。

(社員の相続及び合併)

第7条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、その相続人その他の一般 承継人は、他の社員の承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

(業務執行社員)

第8条 社員加藤美幸は、業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第9条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

(報酬)

第10条 業務執行社員の報酬は、社員の過半数の決議をもって定める。

(支配人の選任及び解任)

第11条 当社の支配人の選任及び解任は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

(事業年度)

第12条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類の承認)

第 13 条 業務執行社員は、各事業年度終了日から 3 か月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

以上、合同会社おんの設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名 押印する。

令和 3 年 12 月 6 日 有限責任社員 加藤美幸 ⑨

改訂

令和 4 年 5 月 19 日